

第23号議案

教育職員免許に関する規則の一部を改正する等の規則について

京都府教育委員会基本規則第17条第1項第9号の規定により、別紙のとおり提出します。

令和4年6月23日

教育長 前川 明範

提出の理由

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）が施行され、令和4年7月1日付けで教員免許更新制が解消されることに伴い、教育職員免許に関する規則（昭和49年京都府教育委員会規則第2号）について所要の改正を行うとともに、教育職員免許状に係る教育の職を定める規則（平成21年京都府教育委員会規則第7号）及び教育職員免許状更新講習免除規則（平成21年京都府教育委員会規則第8号）を廃止するものである。

教育職員免許に関する規則の一部を改正する等の規則案要綱

1 改正の理由

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和４年法律第40号。以下「法」という。）が施行され、令和４年７月１日付けで教員免許更新制が解消されることに伴い、京都府教育委員会において所要の規定の整備を行うため。

※教員免許更新制

原則、10年ごとに免許更新講習を受講の上、都道府県教育委員会に免許更新申請を行い有効期間の確認を行う必要がある。

この制度は、平成21年４月１日から導入。

2 改正等の内容

(1) 教育職員免許に関する規則

ア 更新制に係る条文及び更新講習申請書等の様式を削除する。

イ 法施行日（令和４年７月１日）前に、教員免許更新を行わず、失効した教員免許状の再授与手続きについての簡素化を図る。

(2) 教育職員免許状に係る教育の職を定める規則

ア 規則を廃止する。

(3) 教育職員免許状更新講習免除規則

ア 規則を廃止する。

3 施行期日

令和４年７月１日

教育職員免許に関する規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和4年 月 日

京都府教育委員会
教育長 前川 明範

京都府教育委員会規則第 号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する等の規則

(教育職員免許に関する規則の一部改正)

第1条 教育職員免許に関する規則(昭和49年京都府教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第7章 更新等の手続(第40条—第45条) 第8章 雑則(第46条—第51条)」を

「第7章 雑則(第40条—第45条)」に改める。

第10条中「第5条第3項」を「第5条第2項」に、「同法第5条第6項及び同法」を「免許法第5条第5項及び」に改める。

第10条の3中「第5条第4項」を「第5条第3項」に改める。

第10条の4中「第5条第5項」を「第5条第4項」に改める。

第23条第1項第3号中「証明できない」を「証明することができない」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) その他教育長が特に必要と認める書類

第23条の2に次の1号を加える。

(4) その他教育長が特に必要と認める書類

第24条中「第16条の2第1項」を「第16条第1項」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) その他教育長が特に必要と認める書類

第25条に次の1号を加える。

(3) その他教育長が特に必要と認める書類

第26条第1項に次の1号を加える。

(8) その他教育長が特に必要と認める書類

第26条第2項に次の1号を加える。

(9) その他教育長が特に必要と認める書類

第26条の2に次の1号を加える。

(5) その他教育長が特に必要と認める書類

第28条第1項に次の1号を加える。

(7) その他教育長が特に必要と認める書類

第29条に次の1号を加える。

(4) その他教育長が特に必要と認める書類

第31条第1項に次の1号を加える。

(6) その他教育長が特に必要と認める書類

第7章を削る。

第46条中「(別記第26号様式)」を「(別記第17号様式)」に、「(別記第27号様式)」

を「(別記第18号様式)」に改め、第8章中間条を第40条とする。

第47条第1項中「追加、更新等」を「追加等」に改め、同条を第41条とする。

第48条中「1月31日」を「翌年の1月31日」に改め、同条ただし書中「申請できる」を「申請することができる」に改め、同条を第42条とする。

第49条中「第2項」を「第2項の規定」に、「別記第28号様式」を「別記第19号様式」に改め、同条を第43条とする。

第50条中「掲げる」を「規定する」に改め、同条を第44条とし、第51条を第45条とする。

第8章を第7章とする。

「第17号様式 有効期間更新申請書(免許状更新講習の修了によるもの)

第18号様式 教員免許状管理簿(新免許状所持者用)

第19号様式 有効期間更新申請書(免許状更新講習受講免除によるもの)

第20号様式 有効期間の延長申請書

第21号様式 更新講習修了確認申請書

別記中 第22号様式 教員免許状管理簿(旧免許状所持者用)

を

第23号様式 教育職員免許状及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3

項第3号の確認申請書

第24号様式 修了確認期限延期申請書

第25号様式 免許状更新講習免除申請書

第26号様式 教育職員免許状授与証明書

「第17号様式 教育職員免許状授与証明書」に、「第27号様式」を「第18号様式」に、「第28号様式」を「第19号様式」に改める。

別記第17号様式及び別記第18号様式中「(第46条関係)」を「(第40条関係)」に改める。

別記第19号様式中「(第49条関係)」を「(第43条関係)」に改める。

(教育職員免許状に係る教育の職を定める規則及び教育職員免許状更新講習免除規則の廃止)

第2条 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 教育職員免許状に係る教育の職を定める規則(平成21年京都府教育委員会規則第7号)

(2) 教育職員免許状更新講習免除規則(平成21年京都府教育委員会規則第8号)

附 則

1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正前の教育職員免許に関する規則別記様式による用紙は、当分の間、同条の規定による改正後の教育職員免許に関する規則別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

教育職員免許に関する規則（昭和49年京都市教育委員会規則第2号）の一部改正 新旧対照表（案）

現 行	改正案	備 考
目次 第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 教育職員検定(第3条—第9条) 第3章 免許状の授与(第10条—第15条) 第4章 免許状の教科(第16条・第17条) 第5章 単位の修得方法(第18条—第22条) 第6章 申請の手続(第23条—第39条) 第7章 更新等の手続(第40条—第45条) 第8章 雑則(第46条—第51条) 附則 第1条 ～ 第9条 (略) (免許状の授与) 第10条 免許法第5条第3項の規定による特別免許状並びに同法第5条第6項及び同法附則第7項並びに昭和29年改正法附則第7項、第20項及び第21項の規定による臨時免許状の授与に關し必要な事項は、法令に定めるもののほか、この章の定めるところによる。 第10条の2 (略) (推薦書の提出) 第10条の3 免許法第5条第4項に規定する推薦は、特別免許状授与推薦書(別記第10号様式の2)によつて行ふものとし、第26条の2に規定する申請書類に添えて提出するものとする。 (意見聴取) 第10条の4 免許法第5条第5項に規定による意見の聴取に關し必要な事項は、教育長が定める。 第11条 ～ 第22条 (略)	目次 第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 教育職員検定(第3条—第9条) 第3章 免許状の授与(第10条—第15条) 第4章 免許状の教科(第16条・第17条) 第5章 単位の修得方法(第18条—第22条) 第6章 申請の手続(第23条—第39条) 第7章 雑則(第40条—第45条) 附則 (免許状の授与) 第10条 免許法第5条第2項の規定による特別免許状並びに免許法第5条第5項及び附則第7項並びに昭和29年改正法附則第7項、第20項及び第21項の規定による臨時免許状の授与に關し必要な事項は、法令に定めるもののほか、この章の定めるところによる。 (推薦書の提出) 第10条の3 免許法第5条第3項に規定する推薦は、特別免許状授与推薦書(別記第10号様式の2)によつて行ふものとし、第26条の2に規定する申請書類に添えて提出するものとする。 (意見聴取) 第10条の4 免許法第5条第4項に規定による意見の聴取に關し必要な事項は、教育長が定める。	教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の成立により、教員免許更新制が解消されることに伴い、教員免許更新新制に係る条文等の廃止、教員免許状の再授与に關しての規定の追加を行うため、教育職員免許に關する規則について所要の改正を行うものである。

(大学卒業者等の免許状申請書類)

第23条 免許法別表第1、第2又は第2の2の規定により、免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状授与申請書 (別記第1号様式。以下同じ。)
- (2) 学力に関する証明書 (免許法施行規則別記第2の1号様式)
- (3) 前号の証明書で証明できない基礎資格を有する場合は、当該基礎資格を証明する書類

(新設)

2 次の各号に掲げる者は、前項に掲げる書類のほか、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 免許法特例法第2条第1項の規定の適用を受ける者 免許法特例法施行規則第4条に規定する介護等の体験に関する証明書
- (2) 免許法特例法第2条第3項の規定の適用を受ける者 免許法特例法施行規則第3条に規定する者に該当することを証明する書類
- 3 免許法施行規則第6条の表備考第9号又は第10号の規定の適用を受けようとする者は、前2項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 実務に関する証明書 (別記第5号様式。以下同じ。)
- (2) 実務調査書 (別記第6号様式。以下同じ。)

(普通免許状に特別支援教育領域の追加を申請する者の申請書類)

第23条の2 免許法第5条の2第3項の規定により、普通免許状に特別支援教育領域の追加を行おうとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状特別支援教育領域追加申請書 (別記第6号様式の2。以下同じ。)
- (2) 領域に追加することとなる授与済みの特別支援学校教諭免許状
- (3) 学力に関する証明書 (免許法施行規則別記第2の3号様式)

(新設)

(教員資格認定試験合格者の免許状申請書類)

第24条 免許法第16条の2第1項の規定により、免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状授与申請書
- (2) 教員資格認定試験合格証書の写し

(新設)

(3) 前号の証明書で証明することができない基礎資格を有する場合は、当該基礎資格を証明する書類

(4) その他教育長が特に必要と認める書類

(4) その他教育長が特に必要と認める書類

(教員資格認定試験合格者の免許状申請書類)

第24条 免許法第16条第1項の規定により、免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状授与申請書
- (2) 教員資格認定試験合格証書の写し
- (3) その他教育長が特に必要と認める書類

(旧国立養護教諭養成所卒業者の免許状申請書類)

第25条 免許法附則第12項の規定により、免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状授与申請書
- (2) 旧国立養護教諭養成所の卒業証明書
(新設)

第25条の2 (略)

(検定による普通免許状の申請書類)

第26条 免許法別表第3、第5、第6、第6の2、第7若しくは第8又は免許法附則第9項若しくは第18項の規定により、免許状の授与のための検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定申請書 (別記第7号様式。以下同じ。)
- (2) 有することを必要とする基礎免許状の写し又は基礎資格を証明する書類
- (3) 学力に関する証明書 (免許法施行規則別記第2の2号様式又は同規則別記第2の4号様式)
- (4) 人物に関する証明書 (別記第8号様式。以下同じ。)
- (5) 実務に関する証明書又は技術に関する証明書 (別記第9号様式。以下同じ。)
- (6) 実務調査書
- (7) 身体に関する証明書 (別記第10号様式。以下同じ。)

(新設)

2 免許法第5条の2第3項の規定により、新教育領域の追加の定めのための検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定申請書
- (2) 有することを必要とする基礎免許状の写し
- (3) 学力に関する証明書 (免許法施行規則別記第2の3号様式)
- (4) 人物に関する証明書
- (5) 実務に関する証明書
- (6) 実務調査書
- (7) 身体に関する証明書
- (8) 領域を追加することとなる授与済みの特別支援学校教諭免許状

(新設)

(3) その他教育長が特に必要と認める書類

(8) その他教育長が特に必要と認める書類

(9) その他教育長が特に必要と認める書類

(特別免許状の申請書類)
 第26条の2 第3章の定めるところにより特別免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 (1) 教育職員検定申請書
 (2) 学業成績証明書その他の学力に関する証明書
 (3) 人物に関する証明書
 (4) 身体に関する証明書
 (新設)

第27条 (略)

第27条の2 (略)

(旧令による学校卒業者等の免許状申請書類)
 第28条 施行法第2条の規定により、免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 (1) 教育職員検定申請書
 (2) 受検資格に関する次に掲げる書類のうち必要とするもの
 ア 学校の卒業若しくは修了証明書及び学業成績証明書
 イ 旧例による教員免許状の写し
 ウ 学位を有することを証明する書類
 エ 無線通信士、無線技術士、海技士(航海)又は海技士(機関)の資格を証明する書類
 オ その他必要な受検資格を証明するにたりる書類
 (3) 人物に関する証明書
 (4) 実務に関する証明書(臨時免許状の場合は、これを除く。)
 (5) 実務調査書(教育経験のないものについては、これを除く。)
 (6) 身体に関する証明書

(新設)

2 (略)

(旧令による免許状を有する者の免巨樹交付申請書類)
 第29条 施行法第1条の規定により、教員免許状の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 (1) 教育職員免許状交付申請書(別記第11号様式)
 (2) 旧令による教員免許状の写し
 (3) 第16条に規定する証明書(前号の免許状に記載した科目に相当

(5) その他教育長が特に必要と認める書類

(7) その他教育長が特に必要と認める書類

する教科以外の教科について申請する場合に限る。)

(新設)

第30条 (略)

(他教科免許状の申請書類)

第31条 免許法別表第4の規定により、中学校又は高等学校の教諭の他の教科の免許状を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定所
- (2) 免許法別表第4の第2欄に掲げる教員免許状の写し
- (3) 学力に関する証明書 (免許法施行規則別記第2の2号様式)
- (4) 人物に関する証明書
- (5) 身体に関する証明書

(新設)

2 (略)

第32条 ～ 第38条 (略)

第39条 学業成績証明書又は学力に関する証明書を発行するものは、これらを厳封して交付しなければならない。

2 国立大学の学長及び私立学校を設置する学校法人の理事長は、第37条第3項の規定により申請書類の経由を受け、前項の証明書又は調査書を開封したときは、開封者は、当該証明書又は調査書にその旨を記載しなければならない。

第7章 更新等の手続

(有効期間更新の申請書類)

第40条 免許法第9条の2第1項の規定により、免許状更新講習 (以下「更新講習」という。) の課程の修了により有効期間の更新を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 有効期間更新申請書 (免許状更新講習の修了によるもの) (別記第17号様式)

(2) 申請の対象となるすべての免許状の状況を証明する書類で次に掲げるいずれかのもの。

ア 教員免許状管理簿 (新免許状所持者用) (別記第18号様式) の写し

(4) その他教育長が特に必要と認める書類

(6) その他教育長が特に必要と認める書類

(削る)

イ 免許状の写し

ウ 免許状授与権者が発行する教育職員免許状授与証明書

エ 有効期間更新証明書（前回の申請により、有効期間の更新が
されている場合）（免許法施行規則別記第5号様式）

オ 有効期間延長証明書（前回の申請により、有効期間の延長が
されている場合）（免許法施行規則別記第6号様式）

(3) 免許状更新講習修了証明書又は履修証明書

2 免許法第9条の2第1項の規定により、受講免除により有効期間
の更新を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 有効期間更新申請書（免許状更新講習受講免除によるもの）（別
記第19号様式）

(2) 免許法施行規則第61条の4に該当することを証明する書類

(3) 前項第2号に掲げる書類

（有効期間延長の申請書類）

第41条 免許法第9条の2第5項の規定により、有効期間の延長を申
請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 有効期間の延長申請書（別記第20号様式）

(2) 免許法施行規則第61条の5に該当することを証明する書類

(3) 前条第1項第2号に掲げる書類

（更新講習修了確認の申請書類）

第42条 平成19年改正法附則第2条第2項の規定により、更新講習修
了の確認を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない
い。

(1) 更新講習修了確認申請書（別記第21号様式）

(2) 申請の対象となるすべての免許状の状況を証明する書類で次に
掲げるいずれかのもの

ア 教員免許状管理簿（旧免許状所持者用）（別記第22号様式）
の写し

イ 免許状の写し

ウ 免許状授与権者が発行する教育職員免許状授与証明書

エ 更新講習修了確認証明書（前回の申請により、更新講習の修
了を確認されている場合）

オ 平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書（前回
の申請により、平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認
を免除されている場合）

カ 更新講習免除証明書（前回の申請により、更新講習を免除さ

れている場合)

キ 修了確認期限延期証明書（前回の申請により、修了確認期限が延期されている場合）

(3) 免許状更新講習修了証明書又は履修証明書

(平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認の申請書類)

第43条 平成19年改正法附則第2条第3項第3号の規定による修了確認期限経過後に免許状更新講習を修了して2年2箇月以内であることについての確認を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3項第3号の確認申請書（別記第23号様式）

(2) 前条第2号及び第3号に掲げる書類

(修了確認期限延期の申請書類)

第44条 平成19年改正法附則第2条第4項の規定により、修了確認期限の延期を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 修了確認期限延期申請書（別記第24号様式）

(2) 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第7条に該当することを証明する書類

(3) 第42条第2号に掲げる書類

(免許状更新講習免除の申請書類)

第45条 平成19年改正法附則第2条第5項の規定による免許状更新講習を受ける必要がないことの認定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 免許状更新講習免除申請書（別記第25号様式）

(2) 免許法施行規則第61条の4に該当することを証明する書類

(3) 第42条第2号に掲げる書類

第8章 雑則

(免許状授与証明書の発行)

第46条 教育職員免許状授与証明書（別記第26号様式）の発行を申請する者は、教育職員免許状授与証明書交付申請書（別記第27号様式）を提出しなければならない。

第7章 雑則

第40条 教育職員免許状授与証明書（別記第17号様式）の発行を申請する者は、教育職員免許状授与証明書交付申請書（別記第18号様式）を提出しなければならない。

(免許状授与等の手数料)

第47条 免許状の授与、検定、書換え、再交付、特別支援教育領域の追加、更新等を申請する者は、京都府教育委員会手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第4号）に規定する手数料の額を京都府収入証紙をもって納付しなければならない。

- 2 免許状授与証明書の交付を申請する者は、京都府手数料徴収条例（平成12年京都府条例第1号）別表第2の65に規定する手数料の額を京都府収入証紙をもって納付しなければならない。ただし、京都府手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第3号）第3条の2第1項の規定により納付する場合においては、この限りでない。
- 3 既納の手数料は、還付しない。

(申請期間)

第48条 免許状の授与及び検定の申請については、4月16日から1月31日までの期間に行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、当該期間外でも申請できるものとする。

- (1) 授与及び検定に必要な学位、修士等の基礎資格及び単位等を得た大学、短期大学等の長を経由して授与を申請する場合
- (2) 就職、進学等の手続きに必要な場合
- (3) その他教育長が特に必要と認める場合

(教科担任許可書)

第49条 免許法附則第2項による教科の担任許可書の様式は、別記第28号様式のとおりとする。

(書類の保存期間)

第50条 免許法施行規則第76条第1項に掲げる書類の保存期間に関し必要な事項は、教育長が定める。

(補則)

第51条 この規則の施行に関し必要な事項は、この規則に定めるもののほか、教育長が定める。

第41条 免許状の授与、検定、書換え、再交付、特別支援教育領域の追加等を申請する者は、京都府教育委員会手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第4号）に規定する手数料の額を京都府収入証紙をもって納付しなければならない。

第42条 免許状の授与及び検定の申請については、4月16日から翌年の1月31日までの期間に行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、当該期間外でも申請することができるものとする。

- (1) 授与及び検定に必要な学位、修士等の基礎資格及び単位等を得た大学、短期大学等の長を経由して授与を申請する場合
- (2) 就職、進学等の手続きに必要な場合
- (3) その他教育長が特に必要と認める場合

第43条 免許法附則第2項の規定による教科の担任許可書の様式は、別記第19号様式のとおりとする。

第44条 免許法施行規則第76条第1項に規定する書類の保存期間に関し必要な事項は、教育長が定める。

第45条

別記 第1号様式 ～ 第16号様式 (略) 第17号様式 有効期間更新申請書 (免許状更新講習の修了によるもの) 第18号様式 教員免許状管理簿 (新免許状所持者用) 第19号様式 有効期間更新申請書 (免許状更新講習受講免除によるもの) 第20号様式 有効期間の延長申請書 第21号様式 更新講習修了確認申請書 第22号様式 教員免許状管理簿 (旧免許状所持者用) 第23号様式 教員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3項第3号の確認申請書 第24号様式 修了確認期限延期申請書 第25号様式 免許状更新講習免除申請書 第26号様式 教育職員免許状授与証明書 第27号様式 教育職員免許状授与証明書交付申請書 第28号様式 教科担任許可書	(第17号様式から第25号様式まで 削る) 第17号様式 教育職員免許状授与証明書 第18号様式 教育職員免許状授与証明書交付申請書 第19号様式 教科担任許可書
--	---

第1号様式 ～ 第16号様式 (略) 第17号様式 (第40条関係) (教育職員免許状授与証明書 様式略) 第18号様式 (第40条関係) (教育職員免許状授与証明書交付申請書 様式略) 第19号様式 (第43条関係) (教科担任許可書 様式略)	第1号様式 ～ 第16号様式 (略) 第26号様式 (第46条関係) (教育職員免許状授与証明書 様式略) 第27号様式 (第46条関係) (教育職員免許状授与証明書交付申請書 様式略) 第28号様式 (第49条関係) (教科担任許可書 様式略)
--	--

教育職員免許状に係る教育の職を定める規則（平成21年京都府教育委員会規則第7号）の廃止 新旧対照表（案）

現 行	改正案	備 考
(趣旨) 第1条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「改正省令」という。）附則第3条第2号及び第3号並びに免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号。以下「更新講習規則」という。）第9条第1項第2号及び第3号に規定する者は、この規則の定めるところによる。 (修了確認義務を課す教育委員会等の職員) 第2条 改正省令附則第3条第2号に規定する免許管理者が定める者は、京都府又は京都府内の市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が設置する学校（以下「公立学校」という。）の教育職員として任命され、又は雇用されたことのある者（以下「公立学校の教育職員であったことのある者」という。）で、次に掲げる者とする。 (1) 京都府教育委員会及び京都府内の市町村教育委員会（以下「教育委員会」という。）の教育長 (2) 教育委員会の事務局及び教育機関（公立学校を除く。以下「教育委員会事務局等」という。）の指導主事、社会教育主事及び人事主事 (3) 前2号に定める者のほか、管理又は監督的地位にある職員（以下「管理監督職員」という。）として教育委員会事務局等に在職している者又は京都府教育委員会教育長（以下「府教育長」という。）が特に認めた者 (修了確認義務を課す教育の職) 第3条 改正省令附則第3条第3号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。 (1) 公立学校の教育職員であったことのある者であって、教育委員会の教育長若しくは教育委員会事務局等の指導主事、社会教育主事、人事主事その他管理監督職員として在職したことのあつた者又は公立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主幹保育教諭若しくは指導保育教諭であつたことのある者で教育委員会の要請に応じ、引き続き京都府、京都府内の市町村又は国立大		教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の成立により、教育職員更新制が解消されることに伴い、教育職員免許状に係る教育の職を定める規則を廃止する。

学法人（以下、本号において「府、市町村又は大学」という。）の職員となるため京都府又は京都府内の市町村を退職し、引き続き当該府、市町村又は大学の管理監督職員として在職している者

(2) 教育職員であったことのある者で、京都府内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する学校法人の理事

(3) 教育職員であったことのある者で、京都府内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事

(4) 前3号に定める者のほか、府教育長が特に認めた者

(更新講習を受講することができる教育委員会の職員)

第4条 更新講習規則第9条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、公立学校の教育職員であったことのある者で、次に掲げる者とする。

- (1) 教育委員会の教育長
- (2) 教育委員会事務局等の指導主事、社会教育主事及び人事主事
- (3) 前2号に定める者のほか、教育委員会事務局等に管理監督職員として在職している者又は府教育長が特に認めた者

(更新講習を受講することができる教育の職)

第5条 更新講習規則第9条第1項第3号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 公立学校の教育職員であったことのある者で教育委員会の要請に応じ、引き続き国、京都府、京都府内の市町村、国立大学法人、公立大学法人又は独立行政法人（以下、本号において「国等」という。）の職員となるため京都府又は京都府内の市町村を退職し、引き続き当該国等の職員として在職している者
- (2) 京都府内に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する学校法人の理事
- (3) 京都府内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事
- (4) 前3号に定める者のほか、府教育長が特に認めた者

(補則)

第6条 この規則の施行の際に関し必要な事項は、この規則に定めるもののほか、府教育長が定める。

教育職員免許状更新講習免除規則（平成21年京都市教育委員会規則第8号）の廃止 新旧対照表（案）

現 行	改正案	備 考
(趣旨) 第1条 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という。）第61条の4第2号及び第4号並びに教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「改正省令」という。）附則第10条第1項第2号及び第4号に規定する者並びに施行規則第61条の4第5号及び改正省令附則第10条第1項第5号に規定する表彰は、この規則の定めるところによる。 (教育委員会等の免除対象者) 第2条 施行規則第61条の4第2号及び改正省令附則第10条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、京都市又は京都市内の市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が設置する学校（以下「公立学校」という。）の教育職員として任命され、又は雇用されたことのある者（以下「公立学校の教育職員であったことのある者」という。）で、次に掲げる者とする。 (1) 京都市教育委員会及び京都市内の市町村教育委員会（以下「教育委員会」という。）の教育長 (2) 教育委員会の事務局及び教育機関（公立学校を除く。以下「教育委員会事務局等」という。）の指導主事、社会教育主事及び人事主事 (3) 前2号に定める者のほか、管理又は監督的地位にある職員（以下「管理監督職員」という。）として教育委員会事務局等に在職している者又は京都市教育委員会教育長（以下「府教育長」という。）が特に認めた者 (学校法人等の免除対象者) 第3条 施行規則第61条の4第4号及び改正省令附則第10条第1項第4号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。 (1) 公立学校の教育職員であったことのある者であって、教育委員会の教育長若しくは教育委員会事務局等の指導主事、社会教育主事、人事主事その他管理監督職員として在職したことのある者又は公立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主幹保		教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の成立により、教育職員更新制が解消されることに伴い、教育職員免許状更新講習免除規則を廃止する。

育教諭若しくは指導保育教諭であったことのある者で教育委員会の要請に応じ、引き続きいて京都府、京都府内の市町村又は国立大学法人（以下、本号において「府、市町村又は大学」という。）

の職員となるため京都府又は京都府内の市町村を退職し、引き続き当該府、市町村又は大学の管理監督職員として在職している者

(2) 教育職員であったことのある者で、京都府内に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する学校法人の理事

(3) 教育職員であったことのある者で、京都府内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事

(4) 前3号に定める者のほか、府教育長が特に認めた者

（優秀教員表彰受賞による免除対象者）

第4条 施行規則第61条の4第5号及び改正省令附則第10条第1項第5号に規定する表彰は、教員表彰実施要項（平成18年9月20日文部科学大臣裁定）に定める個人の表彰であって、有効期間の満了の日又は修了確認期限までの10年の間に表彰されたものとする。

（補則）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、この規則の定めるもののほか、府教育長が定める。

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の概要

趣 旨

校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定を削除する等の措置を講ずる。

概 要

1. 研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等(教育公務員特例法の一部改正)

①任命権者は、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成しなければならない。

＜記録の範囲＞ 【教特法第22条の5第1項及び第2項】

- ・研修実施者※1が実施する研修
- ・大学院修学休業により履修した大学院の課程等
- ・任命権者が開設した認定講習及び認定通信教育による単位の修得
- ・その他任命権者が必要と認めるもの

②指導助言者※2は、校長及び教員に対し資質の向上に関する指導助言等を行うものとする。その場合に、校長及び教員の資質の向上に関する指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、①の記録に係る情報を活用する。

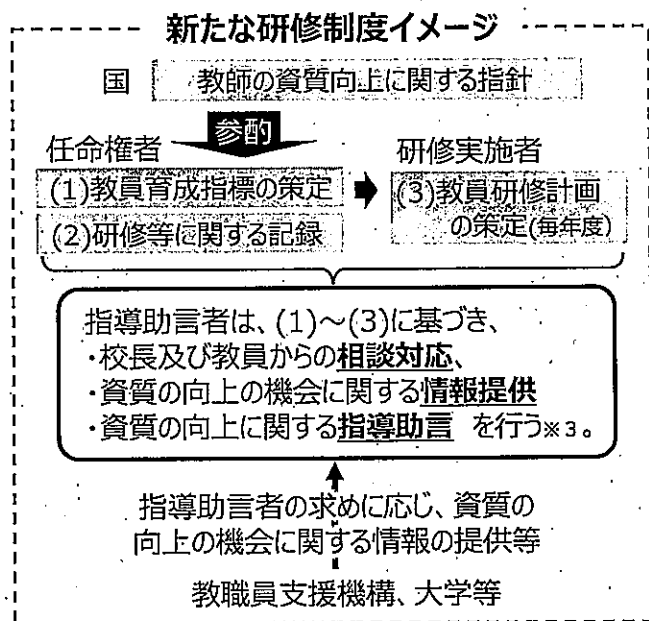
【教特法第22条の6第1項及び第2項】

③指導助言者は、独立行政法人教職員支援機構(NITS)や大学等に情報の提供等の協力を求めることができることとする。

【教特法第22条の6第3項】

④教員研修計画に、資質の向上に関する指導助言等の方法に関して必要な事項を加える。

【教特法第22条の4第2項第4号】



※1 研修実施者は中核市の県費負担教職員の場合は中核市教育委員会、その他の校長及び教員の場合は原則任命権者。

※2 指導助言者は県費負担教職員の場合は市町村教育委員会、その他の校長及び教員の場合は任命権者。

※3 教員への指導助言等は、教育委員会の指揮監督に服する校長等が実施することを想定。

2. 普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定の削除等(教育職員免許法の一部改正)

①普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除する。

【免許法第9条～第9条の4等】

②施行の際現に効力を有し、改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状には、施行日以後は有効期間の定めがないものとする等の経過措置を設ける。

【附則第3条】

3. その他(教育職員免許法の一部改正)

①普通免許状を有する者が他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要最低在職年数について、当該年数に含めることができる勤務経験の対象を拡大する。

【免許法別表第8】

②主として社会人を対象とする教職特別課程(普通免許状の授与を受けるために必要な科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程)について、修業年限を1年以上に弾力化する。

【免許法別表第1備考第6号】

施行期日

令和4年7月1日(1.の規定は令和5年4月1日)【附則第1条】

(注) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 (令和三年法律第五十七号) 附則第三条による改正後の条文

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則 (第一条―第三条の二) 第二章 免許状 (第四条―第九条の二) 第三章 免許状の失効及び取上げ (第十条―第十四条の二) 第四章 雑則 (第十五条―第二十条) 第五章 罰則 (第二十一条―第二十三条) 附則 (免許状を要しない非常勤の講師) 第三条の二 (略) 2 前項の場合において、非常勤の講師に任命し、又は雇用しようとする者は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を第五条第六項に規定する授与権者に届け出なければならない。 (署名) 第五条 (略) (前条)	目次 第一章 総則 (第一条―第三条の二) 第二章 免許状 (第四条―第九条の五) 第三章 免許状の失効及び取上げ (第十条―第十四条の二) 第四章 雑則 (第十五条―第二十条) 第五章 罰則 (第二十一条―第二十三条) 附則 (免許状を要しない非常勤の講師) 第三条の二 (略) 2 前項の場合において、非常勤の講師に任命し、又は雇用しようとする者は、<u>あらかじめ</u>、文部科学省令で定めるところにより、その旨を第五条第七項で定める授与権者に届け出なければならない。 (署名) 第五条 (略) 2) 前項本文の規定にかかわらず、別表第一から別表第二の二までに掲

-15-

2) 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、前項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。 3) (略) 4) 第六項に規定する授与権者は、第二項の教育職員検定において合格の決定しようとするときは、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かなければならない。 5) 6) (略) (教育職員検定) 第六条 (略) 2 学力及び素養の検定は、<u>第五条第三項及び第六項、前条第三項並びに第十八条の場合を除くほか、別表第三又は別表第五から別表第八までに定めるところによつて行わなければならない。</u> 3 (略) (前条)	定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を超過する日の属する年度の末日を超過した者に授与する普通免許状の授与は、その者が免許状更新講習 (第九条の三第二項に規定する免許状更新講習をいう。以下第九条の二までにおいて同じ。) の課程を修了した後文部科学省令で定める一年以上の期間内にある場合に限り、行うものとする。 3) 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、前項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。 4) (略) 5) 第七項で定める授与権者は、<u>第五条第三項の教育職員検定において合格の決定しようとするときは、あらかじめ</u>、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かなければならない。 6) 7) (略) (教育職員検定) 第六条 (略) 2 学力及び素養の検定は、<u>第五条第三項及び第六項、前条第三項並びに第十八条の場合を除くほか、別表第三又は別表第五から別表第八までに定めるところによつて行わなければならない。</u> 3 (略) 4) 第一項及び前項の規定にかかわらず、<u>第五条第三項及び第六項、前条第三項並びに第十八条の場合を除くほか、別表第三から別表第八ま</u>
---	--

-16-

(証明書の発行)

第七条 (陸)

2・3 (陸)

(前号)

- 4 第一項及び第二項の証明書の様式その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(授与の場合の原簿記入等)

第八条 授与権者は、免許状を授与したときは、免許状の種類、その者の氏名及び本籍地、授与の日その他文部科学省令で定める事項を原簿に記入しなければならない。

2・3 (陸)

(効力)

第九条 普通免許状は、全ての都道府県（中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立学校又は公立学校の場を除く。以下この条において同じ。）において効力を有する。

- 2 特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

3 (陸)

(前号)

(前号)

次に規定する普通免許状に係る所定資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を満期とした者に普通免許状を授与するたけに、教員職員後定は、その者が免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限る、行つものとする。

(証明書の発行)

第七条 (陸)

2・3 (陸)

- 4 免許状更新講習を行う者は、免許状の授与又は免許状の有効期間の更新を求めようとする者から請求があつたときは、その者の免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書を発行しなければならない。

- 5 第一項、第二項及び前項の証明書の様式その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(授与の場合の原簿記入等)

第八条 授与権者は、免許状を授与したときは、免許状の種類、その者の氏名及び本籍地、授与の日、免許状の有効期間の満了の日その他文部科学省令で定める事項を原簿に記入しなければならない。

2・3 (陸)

(効力)

第九条 普通免許状は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、すべての都道府県（中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立学校又は公立学校の場を除く。次項及び第三項において同じ。）において効力を有する。

- 2 特別免許状は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

3 (陸)

- 4 第一項の規定にかかわらず、その免許状に係る前条第一から前条第八までに規定する所定資格を得た日、第十六条の二第一項に規定する教員資格認定試験に合格した日又は第十六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有する日となつた日の属する年度の翌年度の初日以後、同日から起算して十年を経過する日までの間に授与された普通免許状（免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内に授与されたものを除く。）の有効期間は、当該十年を経過する日までとする。

- 5 普通免許状又は特別免許状を二以上有する者の前条二以上の免許状の有効期間は、第一項、第二項及び前項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする。

(有効期間の更新及び延長)

- 第九條の二 免状管理者は、普通免状又は特別免状の有効期間を、その終了の際、その免状を有する者の申請により更新することとなる。
- 2 前項の申請は、申請者に免状管理者が定める書類を添えて、これを免状管理者に提出してしなければならない。
- 3 第一項の規定による更新は、その申請をした者が当該普通免状又は特別免状の有効期間の満了する日までの文部科学省令で定める一年以上の期間内において免状更新講習の課程を修了した者である場合又は知識技能その他の事項を勘案して免状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めることにより免状管理者が認めた者である場合に限られ、行われなければならない。
- 4 第一項の規定により更新された普通免状又は特別免状の有効期間は、更新前の有効期間の満了の日の翌日から起算して十年を超過する日の限する年度の末日までとする。
- 5 免状管理者は、普通免状又は特別免状を有する者は、次条第三項第一号に掲げる者である場合において、同条第四項の規定により免状更新講習を受けることとなし、その他の文部科学省令で定めるものを除く事由により、その免状の有効期間の満了の日までは免状更新講習の課程を修了することと免除されるものと認めるときは、文部科学省令で定めることにより特別の期間を定め、その免状の有効期間を延長するものとする。
- 6 免状の有効期間の更新及び延長に関する手続その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

- (免状更新講習)
- 第九條の三 免状更新講習は、大学その他文部科学省令で定める知識、次に掲げる基準に適合するものとして文部科学大臣の認定を受けたもの。
- 一 講習の内容が、教員の職務の履行に必要となるものとして文部科学省令で定める事項に関する最新の知識技能を修得させるための講習（その一部として行われるものを含む。）であること。
- 二 講習の期間が、次のいずれかに該当するものであること。
- イ 文部科学大臣が第三十條の三第四項の政令で定める講習令で定め、かつ免状の更新の所要時間を満たすために適当と認める講習を有する大学において、当該講習を担当する教員、准教員又は講師の職にある者
- ロ イに掲げる者に該当するものとして文部科学省令で定める者
- 三 講習の課程の後の認定（課程の一部の修後の認定を含む。）が適切と認められるものであること。
- 四 その他文部科学省令で定める要件に適合するものであること。
- 2 前項に規定する免状更新講習（以下に「免状更新講習」という。）の期間は、三十時間以上とする。
- 3 免状更新講習は、次に掲げる者に限り、取上るものとする。
- 一 教員職員及び文部科学省令で定める職員の職にある者
- 二 教員職員に任命され、又は雇用せられたりするものとして認定され、又は起用せられたりするものとして文部科学省令で定める者

(前略)

第九條の一 (略)

(前略)

(免許授与の特例)

第十六条 普通免許状は、第五條第一項の規定によるほか、普通免許状の種類の別に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行う試験(以下「教員資格認定試験」という。)に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

(前略)

- 21 文部科学大臣は、教員資格認定試験(文部科学大臣が行うものに限る。)の実施に関する事務を独立行政法人教員員支援機構(同法第三條第三十一号に於いて「機構」という。)に行わせるものとする。

31 (略)

第十六条の一 (略)

(中学校又は高等学校の教員の免許状に関する特例)

第十六条の三 (略)

2 (略)

- 41 前項の規定にかかわらず、公立学校の教員であつて教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五條第一項に規定する指導教員(以下この項及び次項において共に「指導教員」という。)を命ぜられた者は、その指導教員資格が終了するまでの間は、免許状更新講習を受けることができない。

- 51 前項に規定する者の任命権者(免許管理者を除く。)は、その者に指導教員資格を付したとき、又はその者の指導教員資格が終了したときは、遅滞なくその旨を免許管理者に通知しなければならない。

- 61 文部科学大臣は、第一項の規定による認定に関する事務を独立行政法人教員員支援機構(第十六条の二第三項及び別表第三條第三十一号において「機構」という。)に行わせるものとする。

- 71 前各項に規定するもののほか、免許状更新講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(有効期間の更新又は更新の報告の通知等)

第九條の四 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を更新し、又は延長したときは、その旨をその免許状を授与する者、その者の所属市(免許管理者を除く。)及びその免許状を授与した授与権者(免許管理者を除く。)に通知しなければならない。

- 21 免許状の有効期間を更新し、若しくは延長したときは、又は前項の通知を授与したときは、その免許状を授与した授与権者は、その旨を第九條第一項の所轄に記入しなければならない。

第九條の五 (略)

第十六条 削除

(免許授与の特例)

第十六条の一 普通免許状は、第五條第一項の規定によるほか、普通免許状の種類の別に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行なう試験(以下「教員資格認定試験」という。)に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

- 21 教員資格認定試験に合格した日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者については、前項の規定にかかわらず、その者が免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内に於て特例に関し、普通免許状を授与する。

- 31 文部科学大臣は、教員資格認定試験(文部科学大臣が行うものに限る。)の実施に関する事務を機構に行わせるものとする。

41 (略)

第十六条の一の二 (略)

(中学校等の教員の特例)

第十六条の三 (略)

2 (略)

(前)

31 前二項の文部科学省令を定めるに当たっては、文部科学大臣は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。別添第一備考第一号の二及び第五号イにおいて同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

第十六条の四（略）

2・3（略）

(前)

(特別支援学校の教員等の免許状に関する特別)

第十七条 第四条の二第二項に規定する免許状は、第五条第一項本文、同項第二号及び第五項並びに第五条の二第二項の規定にかかわらず、その免許状に係る教員資格認定試験に合格した者又は文部科学省令で定める資格を有する者に授与する。

(前)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項、第二項若しくは第五項、第五条の二第二項若しくは第三項又は第六条の規定に違反して、免許状を授与し、若しくは特別支援教育領域を定め、又は教育職員検定を行つたとき。

二（略）

2（略）

附則

3 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）、旧教員免許令（明治三十二年勅令第百三十四号）又は旧幼稚園令（大正十五年勅令第七十四号）による教員免許状を有する者及び学校教育法第八条に基づく学校教育法施行規則（以下単に「学校教育法施行規則」という。）第九十六条又は第九十七条の規定により、校長仮免許状、園長仮免許状、教諭仮免許状、助教諭仮免許状、養護教諭仮免許状又は養護助教諭仮免許状を有するものとみなされた者には、第五条第一項第二号及び第五項ただし書の規定にかかわらず、免許状を授与することができる。

31 第十六条の二第二項の規定は、前項の規定による免許状の授与について適用する。この場合において、同条第二項中「合格した日」とあるのは「合格した日又は第十六条の二第二項に規定する文部科学省令で定める資格を有する」となつた日」と、「前項」とあるのは「同項」と読み替へるものとする。

41 第一項及び第二項の文部科学省令を定めるに当たっては、文部科学大臣は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。別添第一備考第一号の二及び第五号イにおいて同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

第十六条の四（略）

2・3（略）

41 第十六条の二第二項の規定は、前項の規定による免許状の授与について適用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十六条の四第三項」と読み替へるものとする。

第十七条 第四条の二第二項に規定する免許状は、第五条第一項本文、同項第二号及び第六項並びに第五条の二第二項の規定にかかわらず、その免許状に係る教員資格認定試験に合格した者又は文部科学省令で定める資格を有する者に授与する。

21 第十六条の二第二項の規定は、前項の規定による普通免許状の授与

について適用する。この場合において、同条第二項中「合格した日」とあるのは「合格した日又は第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有する」となつた日」と、「前項」とあるのは「同項」と読み替へるものとする。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項、第三項若しくは第六項、第五条の二第二項若しくは第三項又は第六条第一項から第三項までの規定に違反して、免許状を授与し、若しくは特別支援教育領域を定め、又は教育職員検定を行つたとき。

二（略）

2（略）

附則

3 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）、旧教員免許令（明治三十二年勅令第百三十四号）又は旧幼稚園令（大正十五年勅令第七十四号）による教員免許状を有する者及び学校教育法第八条に基づく学校教育法施行規則（以下単に「学校教育法施行規則」という。）第九十六条又は第九十七条の規定により、校長仮免許状、園長仮免許状、教諭仮免許状、助教諭仮免許状、養護教諭仮免許状又は養護助教諭仮免許状を有するものとみなされた者には、第五条第一項第二号及び第六項ただし書の規定にかかわらず、免許状を授与することができる。

- 5 別表第三により中学校教諭の一種免許状又は高等学校教諭の専修免許状を受けようとする者が、次の表の第一欄に掲げる基礎資格を有する者で施行法第一条又は第二条の規定により次の表の第二欄に掲げる免許状の交付又は授与を受けているときは、学力及び業務の検定は、次の表の第三欄及び第四欄によるものとする。

番号	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)				

備考 (略)

- 7 養護教諭の臨時免許状は、当分の間、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二五三号）による准看護師の免許を受けた者、同法第五十一条第一項若しくは第五十三条第一項の規定に該当する者又は同法第五十一条第三項若しくは第五十三条第三項の規定により免許を受けた者に対しては、第五十五条本文の規定にかかわらず、その者が同条第一項第二号に該当する場合にも授与することができる。
- 8 高等学校教諭の工業の教科についての一種免許状は、当分の間、第五十五条本文の規定にかかわらず、旧国立工業教員養成所の設置等

に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七号）による国立工業教員養成所に三年以上在学し、所定の課程を終えて卒業した者に対して授与することができる。

- 9 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる高等学校教諭の一種免許状を授与する場合における学力及び業務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)			

備考 (略)

- 11 養護教諭の二種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての二種免許状は、第五条第一項本文の規定にかかわらず、旧国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）による国立養護教諭養成所（次項において「旧国立養護教諭養成所」という。）を卒業した者に対

- 5 別表第三により中学校教諭の一種免許状又は高等学校教諭の専修免許状を受けようとする者が、次の表の第一欄に掲げる基礎資格を有する者で施行法第一条又は第二条の規定により次の表の第二欄に掲げる免許状の交付又は授与を受けているときは、学力及び業務の検定は、次の表の第三欄及び第四欄によるものとする。この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、これらの規定中「別表第八まで」とあるのは、「別表第八まで（別表第三について、附則第五項の規定の適用がある場合を含む。）」とする。

番号	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)				

備考 (略)

- 7 養護教諭の臨時免許状は、当分の間、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二五三号）による准看護師の免許を受けた者、同法第五十一条第一項若しくは第五十三条第一項の規定に該当する者又は同法第五十一条第三項若しくは第五十三条第三項の規定により免許を受けた者に対しては、第五十五条本文の規定にかかわらず、その者が同条第一項第二号に該当する場合にも授与することができる。
- 8 高等学校教諭の工業の教科についての一種免許状は、当分の間、第五十五条本文の規定にかかわらず、旧国立工業教員養成所の設置等

に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七号）による国立工業教員養成所に三年以上在学し、所定の課程を終えて卒業した者に対して授与することができる。ただし、免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にない者については、この限りでない。

- 9 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる高等学校教諭の一種免許状を授与する場合における学力及び業務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで又は附則第九項の表」と、第九条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで若しくは附則第九項の表」とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)			

備考 (略)

- 11 養護教諭の二種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての二種免許状は、第五条第一項本文の規定にかかわらず、旧国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）による国立養護教諭養成所（次項において「旧国立養護教諭養成所」という。）を卒業した者に対

して授与することができる。

- 17 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者（学校給食法（昭和十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者並びに教育委員会の事務員において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者に限る。）に於いて教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる栄養教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)			

備考（略）

- 18 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一

項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学士の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに於いて教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、規定ことも同法一部改正法の施行の日から起算して十年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の表参証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものによるものとする。

別表第一（第五条、第五条の二関係）

第一欄	第二欄	第三欄
(略)		

して授与することができる。ただし、免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める一年以上の期間内にない者については、この限りでない。

- 17 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者（学校給食法（昭和十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者並びに教育委員会の事務員において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者に限る。）に於いて教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる栄養教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで又は附則第十七項の表」と、第九条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで若しくは附則第十七項の表」とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)			

備考（略）

- 18 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一

項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学士の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに於いて教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、規定ことも同法一部改正法の施行の日から起算して十年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の表参証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものによるものとする。この場合において、同法第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「表八日」とあるのは「表八日又は附則第十八項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」と、第九条第四項中「表八日」とあるのは「表八日若しくは附則第十八項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」とする。

別表第一（第五条、第五条の二関係）

第一欄	第二欄	第三欄
(略)		

備考

一 (略)

一の二 文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たつては、単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるよう配慮するとともに、あらかじめ、第十六条の三第三項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。

二、四 (略)

五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第三の二の場合においても同様とする。）。

イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適宜と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したものの

ロ (略)

六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程を含むものとする。

備考

一 (略)

一の二 文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たつては、単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるよう配慮するとともに、あらかじめ、第十六条の三第四項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。

二、四 (略)

五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第三の二の場合においても同様とする。）。

イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適宜と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したものの

ロ (略)

六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程を含むものとする。

- 29 -

ものとする。
七、八 (略)

別表第八 (第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有すること	第二欄に定める各免許状を取得した後、当該免許状又は第一欄に定める免許状に係る学校（一）に相当する義務教育学校の前期課程又は後期課程、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各期を含む幼稚園には幼稚園設置認可令を令する。）における主幹教諭等（主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師をいう。）として良好な勤務成績で	第二欄に定める免許状を取得した後、大学において修得することを要する単位

ものとする。
七、八 (略)

別表第八 (第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有すること	第二欄に定める各免許状を取得した後、当該学校における主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師（これらに相当する義務教育学校の前期課程又は後期課程、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各期の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師を含む。小学校教諭の一種免許状の授与を受けることとする場合においては、幼稚園	第二欄に定める免許状を取得した後、大学において修得することを要する単位

- 30 -

受けようとする免状の種類	勤務した旨の免状証明責任者の 証明を有することを必要とする 最低在職年数
(注)	備考 「第三編の「当該免状又は第一編に定める免状に係る学校」には学校以外の教育施設のうちこれ以外の学校に相当するものとして文部科学省令で定めるものを、同編の「主幹教諭等」には当該教育施設において教育に従事する者として文部科学省令で定めるものを指すものとし、その者はこの同編の免状証明責任者は、当該教育施設の設置者その他の当該教育施設に就いて勤務する者の勤務の状況を把握できるときとして文部科学省令で定めるものとする。 「中学校教諭免状を有する者が高等学校教諭一種免状の取得を欲しようとする場合又は高等学校教諭免状を有する者が

中学校教諭一種免状の取得を欲しようとする場合の免状に係る免状はついで、文部科学省令で定める。

受けようとする免状の種類	認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む。）として良好な勤務成績で勤務した旨の免状証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数
(注)	備考 中学校教諭免状を有する者が高等学校教諭一種免状の取得を欲しようとする場合又は高等学校教諭免状を有する者が中学校教諭一種免状の取得を欲しようとする場合の免状に係る免状はついで、文部科学省令で定める。